

平成 28 年度 I P C 等公認大会増加への取組事業費補助金交付要綱

平成 28 年 8 月 1 日付 28 才推障第 178 号

(通則)

第 1 条 I P C 等公認大会増加への取組事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、障害者スポーツの試合機会の増加による選手の競技力向上及び競技団体の大会運営能力の向上のため、第 3 条で定める競技団体が主催する、国際パラリンピック委員会（I P C）、国際競技連盟（I F）又は障害別国際組織統括団体（I O S D s）の公認する大会（ただし、障害のない方のみを対象とした大会を除く。以下「I P C 等公認大会」という。）の東京都内（以下「都内」という。）での実施に対して補助することにより、I P C 等公認大会増加を促すことを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、定款、規約その他当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則に次の各号に該当する内容を規定している非営利の競技団体とする。

(1) 主たる目的がスポーツの普及及び振興であること。

(2) 主たる事業がスポーツの普及及び振興に関する活動であること。

なお、補助事業者は補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の運営の一部を他団体に委託して実施することができる。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する団体は、この要綱に基づく補助事業者としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当する者があるもの。

(補助事業等)

第 4 条 補助事業は、補助事業者が都内で I P C 等公認大会を実施するために行う別表 1 に掲げる事業とする。ただし、知事が必要と認める場合は、近隣県での開催についても補助の対象とすることができるものとする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、別表 2 に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から併用する当該補助金以外の補助金、寄付金及び参加者負担金等の収入を控除した額とし、1 補助事業者につき 500 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書及び別記第2号様式による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書等その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第3号様式による補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

なお、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、その旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(変更交付等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第4号様式による変更交付・事業中止(廃止)申請書により知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号における軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第5号様式による交付決定変更・事業中止（廃止）承認通知書により補助事業者に通知する。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況報告を書面により知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき知事から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

（状況報告）

第12条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

（補助事業の遂行命令）

第13条 知事は、前条の規定により補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第10条第1項第3号の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し別記第7号様式による補助金の額の確定通知書をもって通知する。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費の合計額から併用する当該補助金以外の補助金、寄付金及び参加者負担額等の収入を控除した額（1,000円未満の端数は切捨て）と補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

（是正のための措置）

第16条 知事は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第14条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の支出)

第 17 条 補助事業者は、補助金の確定払を受けようとするときは、別記第 8 号様式により補助金確定払請求書を、概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式により補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

(補助金の精算)

第 18 条 前条により、補助金の概算払を受けた補助事業者は、補助金の額の確定後、別記第 10 号様式により速やかに補助金を精算しなければならない。

(決定の取消)

第 19 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第 15 条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者は、第 19 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第 22 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査)

第 24 条 補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1 (補助事業)

補 助 事 業 の 内 容	
<p>補助事業者が都内でIPC等公認大会を実施するために行う以下に掲げる事業。ただし、知事が必要と認める場合は、近隣県での開催についても補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>なお、障害のない方を対象とした大会と合わせて実施する場合についても、補助の対象とする。</p>	
1	IPC等の公認取得
2	IPC等公認大会の運営

別表 2 (補助対象経費)

経費区分	補 助 対 象 経 費 の 内 容
報償費	審判、競技役員、クラス分け委員、医師・看護師等IPC等公認大会の運営に必要な者に対する謝金
旅費	審判、競技役員等の旅費等
需用費	印刷製本費（ポスター、ちらし、報告書等）等
役務費	IPC等公認大会申請費、広告宣伝費、手話通訳費、外国語通訳費、保険料等
委託料	会場設営等、事業の一部を専門会社等に委託する経費
使用料 及び賃借料	会場使用料、競技用器具等賃借料等